

令和4年(ワ)第70号 妨害予防請求事件

原告 中国電力株式会社

被告 上関原発を建てさせない祝島島民の会

準備書面6

令和6年6月24日

山口地方裁判所岩国支部 御中

原告訴訟代理人弁護士

末 国 陽 夫



同

松 村 和 明



同

河 本 豊 彦



同

川 本 賢 一



同

新名内 沙 織



本準備書面において、原告は、令和5年11月13日付け被告準備書面(4)に対する再反論及び令和6年4月8日付け被告準備書面(6)の第1に対する反論を述べるとともに、令和6年4月18日に開催された第7回口頭弁論期日で被告から口頭であった再度の求釈明について回答する。

第1 被告準備書面(4)の権利の濫用との主張に対する反論

被告は、下記の理由を挙げて、原告の公有水面埋立権に基づく妨害予防請求は権利の濫用である旨主張するが、その根拠として被告が述べるところは、いずれも事実関係を恣意的に解釈した根拠のない憶測に基づくものにすぎず、被告の主張は明らかに失当である。

被告、その会員及び第三者(以下「被告ら」という。)こそ、漁業操業の意図がない中で、原告が埋立工事施行区域内で作業を行おうとする度に、実態のない権益を主張して原告の調査を妨害している、換言すれば原告の調査を妨害するためだけに日常的に立ち入ることもない海域に進入して権益を主張しているのであって、極めて悪質といわざるを得ない。

1 「山口県知事からの要請による埋立工事の凍結」の主張について

被告は、山口県知事による原告への要請と原告が埋立工事を施行していない状況をとらえて、「原告の有している公有水面埋立権は、直ちに工事を施行することができない権利、施行できる時期の見通しが立たない権利、いわば『無期限に凍結された』権利である」と主張する。

しかしながら、原告は、公有水面埋立権に関して、埋立てに係る工事竣功期間伸長許可申請を行い(甲第10号証)、山口県から免許

を得たこと（甲第11号証）により、公有水面埋立免許を維持しており、その権利の内容や効力に法律上の制限が課されているものではない。

原告は、自主的な判断として、山口県の要請内容や国の原子力政策の動向を勘案し、上関原子力発電所（以下「発電所」という。）建設計画における準備工事たる公有水面埋立工事の施行につき、慎重に対応することとしているにすぎない。

2 「原子力規制委員会との相談、協議のない海上ボーリング調査」の主張について

被告は、「原子力規制委員会との間で、相談、協議を一切行わないまま行われる本件海上ボーリング調査は、原子炉設置許可申請に関して、活断層評価のデータを取得するという目的上、不適切な調査方法であり、現段階で原告がこれを実施する必要性は乏しい」と主張する。

しかしながら、原告が海上ボーリング調査を実施するにあたり、その実施方法等につき事前に原子力規制委員会と協議しなければならない根拠はない。そのような協議をせずに原告だけの判断で同調査を実施することはあり得ないとして「不適切な調査方法」と断じる被告の主張は、根拠のない独自のものであって失当である。

原告は、国が定めた実用発電用原子炉に係る新規制基準（以下「新規制基準」という。）への適合に向けた対応について、新規制基準及び関連する内規等の制定及び改正の状況、原子力規制委員会による既設原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査の状況を注視し、新たな知見を適切に反映するよう検討を続ける中で、発電所敷地内の断層の活動性評価については万全のデータを揃える必要があるこ

とから、海域でのボーリング調査の実施を決定したものである。

この調査は、対象となる断層の位置や地層の分布等を考慮すると埋立工事施行区域内で実施する必要がある、埋立工事に伴う地盤改良を実施すれば地層に影響する可能性があることから、同工事に先立って実施することとし、埋立てに係る工事竣功期間伸長許可申請ではその旨を記載して（甲第10号証）、許可を得ている（甲第11号証）ものであり、海上ボーリング調査を埋立工事の施行前である現段階において計画・実施することに何ら不合理な点はない。

3 「原子力発電所本体の着工の見通し」の主張について

被告は、閣議決定された国の方針を引用し、「廃炉になった原発について、その敷地内で次世代型の革新炉への建替えを検討するというもので、（中略）『次世代型革新炉』は、その実用化にはなお長期間を要するとされており、本件発電所のような完全な新設については、全く見通しが立たないというのが実情である」と主張したうえで、「海上ボーリング調査だけを突出させて実施しようとしている」として、同調査に対し、疑義を呈している。

しかしながら、前述のとおり、既に公有水面埋立免許を有している原告が、埋立工事の前に実施する必要がある海上ボーリング調査を計画・実施することに何ら不合理な点はなく、特段、「突出」した取組みでもない。

4 「使用済核燃料の中間貯蔵施設の調査の申し入れ」の主張について

被告は、「本件海上ボーリング調査は、原子炉設置許可申請に必要なデータを取得する目的で行われる調査ではなく、真実は使用済核

燃料の中間貯蔵施設の建設に必要な活断層に関するデータを取得する目的で行われる調査である疑いが濃厚である」として、「本件海上ボーリング調査は、公有水面埋立権とは何の関係もない調査となる」と主張する。

しかしながら、原告は、前述のとおり、発電所敷地内の断層の活動性評価について万全のデータを揃えることを目的として、埋立工事の前に実施する必要がある海上ボーリング調査を同工事に先立って実施することを決定したものであり、被告の上記主張は、根拠のない憶測と独自の解釈に基づくものに過ぎず、理由がない。

5 「祝島の漁民の自由漁業の権利」の主張について

被告は、「祝島の漁民らは、原告が妨害予防請求をしている海域において、自由漁業を行う権利を有しており、同海域に船舶を進入させることができなくなれば、祝島の漁民らの自由漁業の権利が侵害されることは明らかである」と主張する。

しかしながら、原告が妨害予防請求をしている海域において、「祝島の漁民の自由漁業の権利」は、認められない。

原告は、公有水面埋立権者として15年余にわたり埋立工事施行区域の管理を行ってきたところ、祝島漁業者らが同区域内で慣習的に漁業操業を行っている事実はない。また、これまで原告が海上ボーリング調査の実施を試みるたびに被告らが同区域に現れ、調査を妨害する行動を取るためやむなく原告が調査を断念する旨を伝えると即時に祝島に退去した動向からみても、同区域内での漁業操業の意図は見受けられない。それにもかかわらず、山口県漁業協同組合（四代支店）が共同漁業権を有する埋立工事施行区域内において、その対岸で約4キロメートル離れた祝島を本拠地とする祝島漁業者

らが、自らの権益が侵害されるといった主張をすること自体、極めて不合理である。よって、被告は、原告による「侵害」が懸念されるような慣習上の利益を有していないというべきである。

第2 被告準備書面（6）「第1 一般海域占用の許可申請について」に対する反論

- 1 被告は、平成26年6月に成立した和解の和解条項において、被告による「船舶の進入」が想定されていることをもって利害関係人にあたるとして、原告による埋立工事施行区域の占用にあたっては、被告の同意が必要であると主張する。

そもそも、過去の一般海域占用許可申請の違法をいう被告の主張は、本件の訴訟物との関係が明らかでなく、主張自体失当といわざるを得ないが、被告の主張には看過しがたい誤りがあるので、この点を念のため指摘しておく。

当該和解条項は、原告による埋立工事施行区域内における調査等の妨げとならない限り、被告による同区域内への進入は妨害禁止仮処分命令の対象となる行為に該当しないことを確認したもので、被告を利害関係人として特別に進入を認めたものではない。

- 2 また、被告は、再三にわたって「自由漁業権」なる権利を引き合いに出して、公有水面埋立権よりも優位な関係にあるなどと主張するが、そもそも自由漁業は、漁業協同組合に所属せず漁業を生業としない者でも実施できるものであって、公物の自由使用にすぎないものといえる。被告は、「自由漁業権」を主張する根拠として、国が定める「公共用地の取得に伴う損失補償基準」第2条第5項において「この基準において『権利』とは、社会通念上権利と認められる程度にまで成熟した慣習上の利益を含むものとする」と規定されて

いることを挙げる（被告準備書面（2）第3の1（1））が、同基準は「適正な補償の確保」を目的に制定されたもので、「社会通念上権利と認められる程度にまで成熟した慣習上の利益がある場合は権利と同等の補償をすべき」と定めているだけであって、これを根拠として被告が漁業法に定める漁業権と同等の権利を有するかのようにとらえることはできない。

被告が埋立工事施行区域における利害関係人であると主張するならば、自由漁業の対象となり得る広大な一般海域の中のごく限られた範囲にすぎない同区域内で、どのように漁業操業がなされ、どの程度の漁獲があつて操業者の生計維持にどの程度寄与しているのかといった、具体的かつ定量的な裏付けが不可欠であるところ、上記第1の5で述べたとおり、公有水面埋立権者たる原告による同区域の日常管理の中では、そうした漁業操業実態は確認できない。

3 被告は、甲第26号証の裁判例について、「一般海域の使用や占用が問題となっていないから、対象区域が港湾区域であるものと思われ、かつ、放置ないし係留された船舶の撤去が求められている事案であるから、本件事案とは大きく異なるというべきである」と主張する。

しかしながら、同裁判例は、「埋立工事の着手・続行を妨害するおそれが認められる場合には、公有水面埋立権に基づく妨害予防として、埋立工事施行区域への船舶の進入禁止等を求めることができる」、「公有水面埋立免許が付与されたからといって直ちに公用が廃されるものではないが、これは埋立工事を妨害しない限りでの自由使用が許されることを意味するにすぎない」と、公有水面埋立権とその海域の利用制限の関係性を判示するものであるから、対象が港湾区域か一般海域かといった事情を斟酌する必然性は見当たらない。

い。

- 4 被告は、一般海域の「占用」と「使用」の違いに着目し、「山口県の一般海域の利用に関する条例第3条第1項には『工作物の建設（使用）』の許可は含まれておらず、一般海域の自由使用を妨げるような工作物の建設（使用）についての許可は得られない」、「山口県が管理する一般海域においては、原告が海上ボーリング調査を実施するとしても、本来、工作物の建設工事を実施することはできないはずである」として、「将来の海上ボーリング調査の実施段階において原告による一般海域の占用が許可されるとは限らず、実際、一般海域の占用が許可されていない現状では、原告が主張するような物権的請求権が発生する余地はない」と主張するが、かかる主張は、単に「使用」という字句が用いられていないことのみをもって、工作物の設置は想定されていても設置に至る工事に関する定めがないから設置自体ができないとするものであり、あまりに形式的、短絡的に過ぎる独自の解釈といわざるを得ない。現に、原告は、過去に海上ボーリング調査の実施を計画した際に、一般海域の占用許可を得た実績があり、被告の主張は理由がない。
- 5 以上のとおり、一般海域の占用許可に関する被告の主張は、いずれも根拠を欠いた恣意的な解釈に基づくものといわざるを得ず、明らかに失当である。

第3 求釈明への回答（補足）

原告は、被告の求釈明に対し、海上ボーリング調査の計画時期は使用済燃料中間貯蔵施設設置計画（以下「新計画」という。）の検討を開始した時期の数年前にあたり、両計画を関連づけることはできない旨を回答しているが、被告はなおも「新計画は相当長期間に

わたって検討されてきたはずである」などと、具体的な根拠に基づかない憶測をもって主張する。

新計画は、あくまで調査・検討段階にあり、現在、原告は、設置するに適地かどうかを見極めるための立地可能性調査を実施している。

被告は、新計画と本件を強引に関連づけようとしているが、立地可能性調査終了後の新計画の進め方は未定であり、本件の審理と関連づける意義も必然性もない。

以 上